

○琉球大学附属図書館ラーニング・コモンズ等の行事利用に関する細則

(平成 29 年 3 月 17 日制定)

改正 平成 30 年 5 月 7 日 令和 2 年 12 月 1 日

令和 5 年 3 月 29 日 令和 6 年 3 月 14 日

令和 7 年 3 月 28 日 令和 8 年 3 月 25 日

(趣旨)

第 1 条 この細則は、琉球大学附属図書館利用規程(以下「利用規程」という。)第 17 条の規定に基づき、琉球大学附属図書館ラーニング・コモンズ及び多目的ホール(以下「ラーニング・コモンズ等」という。)の行事利用に関し、必要な事項を定める。

(利用の範囲)

第 2 条 附属図書館長(医学部分館にあつては分館長。以下「館長」という)は、次のいずれかに該当する行事等に限り、ラーニング・コモンズ等を専用することを認めるものとする。

- (1) 利用規程第 2 条 1 項 2 号に掲げる者により行われる授業。
- (2) 利用規程第 2 条 1 項に掲げる者により行われる、学術研究及び教育を目的とした研修等。
- (3) その他館長が適当と認める行事等。

2 前項各号の規定に関わらず、次の各号に掲げる場合は、ラーニング・コモンズ等を利用することができない。

- (1) 法令等に違反する場合又はそのおそれがある場合
- (2) 公序良俗に反する場合又はそのおそれがある場合
- (3) 特定の宗教の宣伝、布教等に関する場合
- (4) 政党、政治団体、結社等による政治的な宣伝、選挙活動等に関する場合
- (5) 附属図書館の運営の妨げになると判断される場合
- (6) その他、館長が不適切と判断した場合

(利用時間)

第 3 条 利用時間は、原則として開館日の開館時から閉館の 30 分前までの間とする。ただし、特に館長が認める場合は、複数の開館日に利用できるものとする。

2 前項の利用時間は、準備及び撤収の時間を含むものとする。

(利用場所)

第 4 条 利用場所は、次に示すラーニング・コモンズ等のエリアのいずれかとする。ただし、必要な場合は、同時に複数のエリアを利用できるものとする。

- イ セミナーエリア
- ロ プレゼンテーションエリア
- ハ グループ学修エリア
- ニ 土足禁止エリア

ホ オープンエリア
ヘ イベントエリア
ト 分館ラーニング・コモンズ
(利用代表者及び利用責任者)

第5条 ラーニング・コモンズ等を行事等で利用する者(以下「利用者」という。)は、利用者の中に附属図書館担当職員との連絡業務等を担当する者(以下「利用代表者」という。)を置かなければならない。この場合、利用代表者は、利用規程第2条1項に該当する者とする。

2 利用者は、当該行事等の実施に関する責任を有する者(以下「利用責任者」という。)を置かなければならない。この場合、利用責任者は利用規程第2条1項2号又は3号に該当する者とする。なお、前項の利用代表者が利用規程第2条1項2号又は3号に該当する者である場合には、利用責任者を兼ねることができる。

(利用手続及び許可)

第6条 利用代表者は、原則として利用開始予定日の1年前から7日前までに、別紙様式によるラーニング・コモンズ等利用願(以下「利用願」という。)を提出し、館長の許可を受けなければならない。

(利用許可の取消)

第7条 館長は、利用の状況が次の各号の一に該当するときは、利用許可を取り消すことができる。

- (1) 利用願の内容から逸脱したとき
- (2) 図書館の運営を妨げる行為があったとき
- (3) 利用規程第19条で定める遵守事項に違反したとき
- (4) その他この細則に違反したとき

2 前条により利用を許可した場合においても、附属図書館に特別の必要が生じた場合は、館長は利用許可を取り消すことができる。

(利用方法)

第8条 利用代表者は、申し出により、利用する機器の借り出しを行うことができる。

2 利用代表者は、参加者に対し利用規程第19条で定める遵守事項を周知するものとする。

3 利用代表者は、利用終了後は直ちにその場所を原状に復しなければならない。

4 利用代表者は、都合により利用を中止又は変更するときは、速やかに担当職員に申し出なければならない。

(弁償)

第9条 利用責任者は、利用者がその責に帰すべき事由により設備及び備品を毀損、汚損又は紛失し、館長から利用規程第18条に基づき弁償を求められた場合は、これに従うものとする。

(庶務)

第10条 ラーニング・コモンズ等の行事利用に関する庶務は、附属図書館情報サービス課において処理する。

(改廃)

第11条 この細則の改廃は、琉球大学附属図書館運営委員会の議を経て、附属図書館長が行う。

附 則

この細則は、平成29年3月17日から施行し、平成28年5月12日から適用する。

附 則(平成30年5月7日)

この細則は、平成30年5月7日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則(令和2年12月1日)

- 1 この細則は、令和2年12月1日から実施する。
- 2 琉球大学附属図書館多目的ホール利用細則(平成23年9月29日制定)は、廃止する。

附 則(令和5年3月29日)

この細則は、令和5年4月1日から実施する。

附 則(令和6年3月14日)

この細則は、令和6年4月1日から実施する。

附 則(令和7年3月28日)

- 1 この細則は、令和7年4月1日から実施する。
- 2 琉球大学附属図書館演習室等利用細則(平成23年9月29日制定)は、廃止する。

附 則(令和8年3月25日)

この細則は、令和8年4月1日から実施する。

(別紙様式)

琉球大学附属図書館ラーニング・コモンズ等利用願
様式

[別紙参照]